

柏市個人情報保護条例の一部を改正する条例案の趣旨について

この条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 31 条の規定により、国の行政機関等と同様に、本市が保有する特定個人情報の取扱い等について、必要な措置を講じるため、柏市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用，提供等の特例（第 52 条の 2 関係）

- (1) 利用目的以外の目的での利用に関し、通常個人情報よりもさらに厳格に例外事由を限定することとする。
- (2) 番号法第 19 条の各号のいずれかに該当する場合を除き、提供してはならないこととする。
- (3) 開示・訂正・利用停止の各請求に関し、本人及び法定代理人に加え、本人の委任による代理人に対しても各請求を行うことを認めることとする。
- (4) 利用停止の請求の条件に関し、番号法違反行為のうち特に不適切なものが行われた場合についても利用停止請求を認めることとする。
- (5) 法令等による開示実施との調整に関する規定を適用しないこととする。

2 情報提供等記録の利用，提供等の特例（第 52 条の 3 関係）

- (1) 利用目的以外の目的での利用を禁止することとする。
- (2) 1 の (2) と同じ。
- (3) 1 の (3) と同じ。
- (4) 利用停止請求を認めないこととする。
- (5) 1 の (5) と同じ。
- (6) 開示・訂正決定に関し、他の機関への移送を認めないこととする。
- (7) 情報提供等記録を訂正した場合の通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とすることとする。

3 施行期日

公布の日。ただし、1 に関する規定は平成 27 年 10 月 5 日、2 に関する規定は公布の日又は番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行のいずれか遅い日